**税制優遇について**

**１．個人の方からのご寄附**

個人が認定法人に対し寄附した場合は、特定寄附金とみなされ、「税額控除」と「所得控除」のいずれかを選択できます。

**（1）寄附金控除（所得控除）**

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額をその年分の総所得金額から控除できます。

＜算 式＞

特定寄附金合計額－2千円 ＝ 寄附金控除額

※特定寄附金合計額は、年間所得の40％相当額が限度です。

**（2）認定法人寄附金特別控除（税額控除）**

その年中に支出した認定法人に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40％相当額を、その年分の所得税額から控除できます。

＜算 式＞

（認定法人に対する寄附金額の合計額－2千円）×４０％ ＝ 税額控除額

※認定法人に対する寄附金額の合計額は所得金額の40％が限度です。

税額控除額は、所得税額の25％相当額が限度です。

**【手 続 き】**

寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と認定法人が発行する寄附金受領証明書を添付又は提示する必要があります。

※住民税についても寄附金控除の対象となる場合があります。詳細についてはお住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。

**２．法人からのご寄附**

法人が認定法人に対し寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

・一般寄附金の損金算入限度額とは

（資本金等の額 × 0.25％ ＋ 所得金額 × ２.５％）× 1／4

・特別損金算入限度額とは

（資本金等の額 × 0.375％ ＋ 所得金額 × 6.25％）× 1／2

**【手 続 き】**

　　寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書に必要事項を記入し提出して下さい。

また、認定法人が発行する寄附金受領証明書は保存しておく必要があります。

※詳しくは所轄税務署や国税庁のWebサイト等にてご確認ください。

**３．相続又は遺贈によるご寄附**

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定法人に対し寄附をした場合には、一部の場合を除き、その寄附金額には相続税が課税されません。

**【手 続 き】**

相続税の申告書に必要事項を記入し、認定法人が発行する寄附金受領証明書を添付する必要があります。